

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>文化観光局 ※監査時は市民局所管</p>	<p>(平成 26 年度)</p>	
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入 4. (5) 仙台市体育館 【指摘 12】（滞納者に対する使用料の還付について） 市は、この滞納使用料と還付する使用料が、それぞれ別の使用に関する債権、債務であることから相殺を検討していない。しかし、使用料と還付金は非強制徴収債権であり、執行機関も同じ、発生原因も同じであるから、双方の合意があれば相殺は可能と思われる。また、少なくとも還付する資金を還付後滞納解消の資金に充て、納付を促す等の指導はできるはずである。</p>	<p>利用者より還付金の申し出があった場合に滞納があったときは、相殺を行うよう相殺処理手順書を整備し、還付手続きの見直しを行った。</p>	